

○八女西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(令和元年 12 月 27 日 条例第 6 号)

改正 令和 6 年 5 月 1 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項及び第 204 条第 3 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）附則第 5 項に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員を除く。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員をいう。

(給与)

第 3 条 この条例による給与は、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

(給与の支払等)

第 4 条 給与の支払等の支給基準及び支払方法等については、筑後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 11 号）の規定の例による。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 5 月 1 日条例 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。